

平成 31 年度 (2019 年度)

事業計画書



経営理念

みんなの参加と協働で、「しふく(至福)のふくし(福祉)」を実現します。

一人ひとりの思いを大切に、寄り添えるサービスを届けます。

みんながずっとこの町で暮らしていけるよう、お手伝いできる社協をめざします。

みんなの未来のために、いつも前向きに歩む社協であり続けます。

<平成25年3月制定>

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

目 次

I	基本方針	1
II	重点実施項目	1
III	事業実施計画	2
1	法人組織・事務局機能の強化	2
2	安定した自主財源の確保	4
3	広報啓発活動の推進	5
4	地域の人材育成及び福祉教育（共育）活動の推進	6
5	相談支援及び権利擁護機能の推進	7
6	成年後見事業の推進	8
7	生活困窮者自立促進支援事業の推進	9
8	ボランティア育成や住民活動の拡大推進	11
9	大規模災害に備えた体制づくりの推進	12
10	資金貸付による経済的自立及び生活意欲の助長	13
11	高齢者への支援活動の推進	14
12	生活支援サービスの推進	16
13	指定介護保険事業の経営	17
14	指定障害福祉サービス事業の経営	18
15	社会福祉法人等との連携による地域課題の解決の推進	19
16	福祉関係団体の独立支援と事務受託	20
17	その他事業の実施	21

平成31年度（2019年度） 社会福祉法人小山町社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

社会福祉法人制度改革によって、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」が求められ、さらに「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が明確化されたほか、「福祉人材の確保」についても大きな改革が行われました。

本会では、これらの改革で求められる真の社会福祉法人となるよう、平成30年度を変革の原点と位置付けて取り組み、これをスタートラインとして、平成31年度においてはさらに一步前進する年度と位置づけ、諸事業等に取り組みます。

また、福祉制度改革が「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて行われていくことから、「我が事」として地域住民とともに推進していく福祉活動の拡充や、困りごとを「丸ごと」受け止めていく総合相談支援の拡充、医療、介護、予防、生活支援等が組み合わさった地域包括ケアの概念に基づく、各種サービスの実施と有機的な連携を図り、これまで以上に本会の持つ総合力を高めていきます。

さらに、福祉人材の確保が難しい今、福祉サービスを担う人材の確保は、安定的な経営基盤の維持と向上に不可欠であることから、魅力ある職場環境づくりを含む本会独自の「働き方改革」を積極的に進めていきます。

II 重点実施項目

- 1 社会福祉法人としての組織体制の強化
- 2 社協の総合力を生かした地域福祉サービスの充実
- 3 職員がやりがいを持って安心して働くことのできる環境づくり

Ⅲ 事業実施計画

1 法人組織・事務局機能の強化

(1) 法人経営に関する各種会議

ア 理事会の開催

執行機関として、法人経営に関する意思を明確にすると共に、経営上の必要事項等を定め、各種事業に関する協議により法人の方向性を定める。

【開催時期】

5月下旬、6月下旬、12月上旬、3月上旬、3月下旬（計5回）

イ 監事会の開催

会計業務及び理事の業務執行状況及び法人の財産の状況や事業等を監査する。

【開催時期】5月中旬、11月上旬（計2回）

ウ 評議員会の開催

法人経営上の重要事項の議決機関として、理事・監事の選解任、事業計画・事業報告及び収支予算・決算報告の承認等の重要な案件を審議する。

【開催時期】6月下旬、12月中旬、3月下旬（計3回）

エ 評議員選任・解任委員会

評議員の選任及び解任の決議を行う。（随時開催）

オ 職員全体会議の開催

本会の経営方針や重点推進事項等について全職員に周知し、事業の円滑な推進と部門間の連携強化を図るために検討協議を行う。（3月下旬）

(2) 公益通報者保護体制の整備

公益通報者保護法を踏まえ、本会が法令を遵守した経営への取り組みを強化していくために、本会役職員や関連事業者からの通報受理等を行う外部通報窓口を設置する。

【委託先】司法書士等の法律専門事務所

【委託内容】本会職員や関連業者からの通報受理・調査実施等

【委託料等】通報受理や調査の実績に応じた委託料、調査に要した旅費交通費の実費

(3) 苦情解決体制の整備

「お客様相談窓口」を設置し、本会のサービス事業等についての苦情や要望に対して適切に対応することで、利用者のサービスに対する満足度を高めるとともに、利用者個人の権利を擁護しながら社会性或客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で、円滑で円満な問題の解決を図る。

ア 苦情解決関係者の配置

苦情解決責任者（事務局長）、苦情受付担当者（事業所管理者 3名）

第三者委員（学識経験者 2名）

イ 苦情解決委員会の開催（平成31年11月）

(4) 第4次地域福祉活動計画の進行管理

計画実施期間；平成28～31年度（4か年）

第3次地域福祉計画（町行政）との合同による進行管理を行う。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会の開催

(5) 第5次地域福祉活動計画の策定

計画実施期間；平成32～35年度（4か年）

第4次地域福祉計画（町行政）との合同により策定する。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会の開催（計2回）

地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会ワーキング部会の開催（計4回）

(6) 役職員の資質向上

地域福祉の推進を担う役員や職員の資質向上を目指し、研修計画に基づいた研修事業を実施する。また、広範囲になっていく福祉関連事業に対応していくために職員への資格取得の機会を促し、専門職集団としての、より質の高い相談支援やサービス提供に努める。

ア 職員内部研修会の開催

イ 全職員の福祉関係資格取得を目指した支援

ウ 職員を対象とした通信教育等受講料助成事業の実施

エ 静岡県社会福祉協議会等主催の外部研修への参加促進 他

(7) 働き方改革の推進及び労務管理体制の充実

町民の生活課題や福祉ニーズに合わせ、新たな業務増が見込まれるなかで、適正な労務管理・人事管理体制の確立を図るとともに、年次有給休暇の計画的付与制度（計画年休）とあわせて、「副業・兼業促進制度」など本会独自の働き方改革を積極的にすすめていく。また、質の高いサービス提供、従業員により良い職場環境の整備や今後の雇用管理改善を図るとともに、能力や仕事ぶりが適正に評価される仕組みづくりを整備していく。

(8) 職員の安全運行管理体制の充実

ア 全業務用車両へのドライブレコーダーの活用

現保有台数：12台

設置済台数：12台（平成28年度1台、平成29年度11台）

活用方法：運転指導、事故調査等

イ 職員の交通事故発生状況の把握

対象事故：職員の起因する全人身交通事故

ウ 安全運転管理協会への重大事故の報告

重大事故の定義：死亡事故、酒気帯び運転、無免許運転、薬物等運転、ひき逃げ事故

エ 運転免許証の所持状況の定期確認

運転免許証の所持状況や更新期限等について現物確認を行うことによる、適正な携帯と毀損・紛失防止を図る。

対象者：全職員（含 非常勤契約職員）

確認頻度：おおむね3か月に1回（年4回以上実施／実施日は不定期）

2 安定した自主財源の確保

(1) 会員会費の拡充

町民に社会福祉協議会の活動等を広く理解してもらうとともに、効果的かつ先駆的な地域福祉活動を展開していくための基盤となる会員の拡充と財源確保に努める。		
普通会員	7月	・ 区長会を通じた世帯会員の募集 ・ 福祉施設や福祉活動団体に対する加入依頼
賛助会員	4月	・ 賛助会員加入依頼先の選定にかかる事前協議
	7月	・ 役員及び事務局職員による賛助会員加入依頼訪問活動 ・ 町内外を含む事業所等賛助会員の募集拡大 ・ 福祉や地域活動関係者に対する個人賛助会員加入依頼

(2) 共同募金運動への積極的協力と助成金の有効活用

静岡県共同募金会及び小山町共同募金委員会と協働し、共同募金運動の促進を図るとともに、助成金の有効活用に努める。
・ 赤い羽根共同募金運動（10月1日～12月31日） ・ 歳末たすけあい募金運動（12月1日～31日）

(3) リサイクル活動の展開

町民等から寄せられる下記物品の回収及び換金による自主財源の確保を行う。（就労支援事業におけるリサイクル事業を除く。）
【回収対象品目】 プルタブ、使用済み切手、未使用切手、未使用官製ハガキ

3 広報啓発活動の推進

(1) 地域福祉情報紙「つながり」の発行・配布

本会が取り組んでいる様々なサービスや新たな取り組みを、広く地域住民に周知するとともに、利用・参画の意識を高めていくために定期発行する。

- ・発行回数；年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）
- ・配布方法；全戸配布

(2) ホームページの管理運営

法人経営状況や会員加入状況及び事業内容などを積極的に公表していくために、ホームページを管理運営する。

(3) 年度版法人案内パンフレットの発行・配布

法人の理念、組織及び経営体制、事業内容等をまとめたパンフレットを発行する。

- 【配布方法】
- (1) 本会主催の研修会・会議
 - (2) 小山町社会福祉大会
 - (3) 随時配布

(4) 2019小山町ふれあい広場の開催

開催期日	2019年10月6日（日）
開催場所	小山町総合文化会館（屋内外）
運営方式	・参加施設や団体等による実行委員会形式

(5) 小山町社会福祉大会及び福祉講演会の開催

開催期日	2019年12月7日（土）
開催場所	小山町総合文化会館・金太郎ホール
開催内容	【第1部】表彰式典 【第2部】福祉講演会 演題 あきらめない 講師 石井雅史氏（パラリンピック自転車競技日本代表）

4 地域の人材育成及び福祉教育（共育）活動の推進

(1) 福祉系大学や専門学校学生等実習生の受け入れ

小山町及び近隣市町出身で社会福祉関係を専攻している学生及び社会人等の現場実習の指導を通じて、社会福祉理念の構築と実務経験のための実習生の受け入れを行う。	
受入可能実習（受入可能人数）	社会福祉援助技術現場実習等（一日あたり最大2名）
実習指導者養成研修修了者	3名（社会福祉士）

(2) 中学生職場体験学習の受け入れ

町内中学校が「総合的な学習」及びキャリア教育の一環として、生徒一人ひとりの興味、関心、適性などに沿って実施する職場体験学習の受け入れを行う。	
受入可能人数	一日あたり最大3名

(3) 学校やPTA及び地域団体等主体の体験学習・地域交流に関する活動支援

時 期	随時対応
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合的な学習」の時間における活動支援 ・要請に基づく活動プログラムの協働検討 ・職員派遣によるプログラムの効果的展開 ・地域人材の派遣調整 ・福祉教育読本や福祉教育手引書の活用（静岡県社会福祉協議会作成）

5 相談支援及び権利擁護機能の推進

(1) 福祉総合相談所の運営

区 分	開設日等	開設日数	相 談 員
心 配 ご と 相 談	毎週木曜日	年 50 回	民生委員児童委員・主任児童委員 人権擁護委員
介 護 相 談	毎週火曜日	年 52 回	介護支援専門員
法 律 相 談	毎 月 1 回	年 12 回	弁護士

(2) 日常生活自立支援事業の実施 【静岡県社会福祉協議会受託事業】

日常生活に不安のある高齢者や20歳以上の障害者（知的障害・精神障害）などの町民を対象とし、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、サービスの選択や契約を支援する。また、料金の支払い、日常の金銭管理などできるだけ不安の少ない生活を送れるよう援助する。

サービス内容	ア 福祉サービスの利用援助 （利用手続きの援助、通知確認などの援助、利用料の支払いなど） イ 日常的金銭管理 （年金や手当の受領確認、生活費に要する預貯金の払戻しなど） ウ 書類等の預かりサービス （普通預金通帳、定期預金通帳、保険証書、不動産権利書、実印他）
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付業務に関する事項 ・利用契約締結の判断に関する事項 ・利用契約締結（契約書一式の作成を含む）に関する事項 ・支援計画に基づく援助に関する事項 他
実 施 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員 2名（他業務を兼務） ・生活支援員 6名（新任生活支援員研修修了者）

6 成年後見事業の推進

(1) 市民後見人養成事業等の実施 【小山町受託事業】

誰もが住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、判断能力が十分でない方の生活を住民目線で支援し、成年後見活動を行っていく「市民後見人」候補者の養成講座を実施する。この養成講座は、成年後見制度や成年後見人等の役割に関する正確な理解とともに、本人の身上監護と財産管理の知識、本人の権利擁護のための人権感覚など幅広いスキルの習得をめざすためのものである。なお、養成講座の開催にあたり、市民後見人の役割や養成講座の内容等についての説明会を行う。

また、成年後見制度等の権利擁護の施策を広く住民や関係機関に啓発するための取組みとして、講演会を開催する。

- ア 成年後見制度普及啓発講演会
期日 2019年7月13日(土)
会場 小山町総合文化会館 菜の花ホール
- イ 市民後見人養成講座 説明会
期日 2019年8月4日(日)
会場 小山町総合文化会館 菜の花ホール
- ウ 市民後見人養成講座(全11日間/50時間)
期日 2019年10月5日(土)～12月21日(土)
会場 御殿場市民交流センター ふじざくら
- エ 市民後見人養成講座 フォローアップ研修等
期日・会場とも未定

(2) 法人後見事業

本会では、社会福祉法人として成年後見人、保佐人もしくは補助人(以下「成年後見人等」という。)になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこととする。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行うので、担当している職員や市民後見人(以下「担当者等」という。)が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者等を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。本会が行う法人後見事業は、社会福祉法人小山町社会福祉協議会が成年後見人等に就任し、後見事務を行っていく事業である。成年後見人等に就任すると、本人に代わって契約などを行ったり、本人が行った不利益な契約を取り消したりすることができるようになる。

社会福祉協議会が行う法人後見事業の特徴としては、日常生活自立支援事業で培った高齢者や障がいのある人への支援のノウハウを活かし、本人の意思を尊重した支援を行う。また、社会福祉協議会の特徴を活かし、地域住民や福祉・法律の関係団体と連携しながら、本人を中心とした見守りのネットワークを構築する。職員が、本人に適した支援方法を考え、福祉関係機関と協力しながら支援していくものである。

- ア 本会の定款変更
時期 5～6月
- イ 事業実施体制の整備 他

7 生活困窮者自立促進支援事業の推進

(1) 静岡県自立相談支援事業及び静岡県生活再建支援事業並びに静岡県一時生活支援事業の実施【静岡県受託事業】

【必須事業】自立相談支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

【任意事業】生活再建支援事業（家計相談支援事業）

家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援を実施することにより、早期の生活再生の促進を図る。

【任意事業】一時生活支援事業

住居を持たない者、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。

事業運営方式

ふじのくに生活困窮者自立支援コンソーシアムの構成法人による連携協働

構成法人

本会を含む県内 12 町社会福祉協議会

特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡

静岡県社会福祉協議会（代表法人）

業務内容

生活支援・相談センターを設置するとともに、相談支援員及び家計相談支援員（2 名／常勤換算 1.0 名）を配置し、下記の業務を行う。

ア) 相談支援員

総合相談受付、緊急対応、他機関へのつなぎ、アセスメント、プラン作成
モニタリング、評価、支援調整会議、関係機関との調整、支援者開発
ニーズ掘り起し等

イ) 家計相談支援員

収支状況の把握・整理、支払い、制度利用手続等の補助・同行支援
家計再建プランの作成、家計簿（家計管理表）の作成等

(2) ふじのくに型学びの心育成支援事業の実施【静岡県受託事業】

【任意事業】子どもの学習支援・生活支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習の場を提供し、学習支援を行い、生活困窮世帯の子どもの高等学校への進学を促進することにより、就職率を向上し、生活困窮世帯等の子どもの自立促進を図る。さらに、高校生世代を対象とした多様な進路の選択に向けた助言や情報提供を行うことにより、若年層における就労意欲の向上を図る。

ア 学習支援

ア) 実施内容

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援、高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等） 等

イ) 運営体制

教育支援員（5名程度）、サポートスタッフ（若干名）、担当職員（2名配置）

ウ) 参加者

原則として、学習支援事業対象者のうち小学4年生から6年生及び中学生

エ) 実施時間・回数

1回あたり2時間

夏季休業期間中（12日）、冬季休業期間（4日）、通学期間（5日） 計21日間

オ) 学習支援教室の設置

社会福祉法人寿康会等と連携し、高齢者施設「平成の杜」内に「おやま学習アシスト教室」を設置

イ 生活習慣・育成環境の改善

ア) 実施内容

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化など、親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等

イ) 具体的な実施要領等

静岡県と別途調整予定

ウ 教育及び就労（進路選択等）に関する支援

ア) 実施内容

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による多様な進路の選択に向けた助言 等

イ) 具体的な実施要領等

静岡県と別途調整予定

(3) 生活困窮世帯向け緊急食糧支援事業の連携実施

まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、生活困窮者等、支援を必要としている人に適切に配るフードバンク事業を地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会づくりをめざすことを目的として、NPO法人ふじのくにと本会が事業連携し実施していくものである。

ア 事業名

生活困窮世帯向けフードバンク事業(事業主体:NPO法人フードバンクふじのくに)

イ 実施期間

ア) 通年事業

2019年4月1日～2020年3月31日

イ) フードドライブ事業

贈答品が増える8月と1月の年2回実施（本会等窓口に寄贈ボックスを設置し、家庭で眠っている缶詰や乾麺、ギフトセット等の保存食を募集する。（賞味期限が1か月以上あることが要件）

8 ボランティア育成や住民活動の拡大推進

(1) ボランティアセンターの運営

ボランティア活動が地域社会に定着するために、一部の限られた人たちだけが活動を行うのではなく、地域のさまざまな人たちが、気軽に、楽しく、日常的に活動に参加できるよう支援する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動や住民活動に関する情報提供及び相談・連絡調整 ・ボランティアの登録やニーズの受付 ・ボランティア活動保険やボランティア行事用保険の加入促進 ・民間福祉財団等による助成事業の案内・推薦 ・生活支援コーディネーターとの連携による人材発掘及び組織化支援

(2) 福祉版・女子カアアップセミナーの開催

女性の地域福祉活動への関心度を高めるため、「おやま☆キラキラ塾（一般公募の女性で構成）」との協働により、多種多様な体験型プログラムを展開するとともに、地域福祉の担い手の底辺拡大を図る。	
開催時期	通年
対象者	おおむね20歳代以上の女性

(3) 第38回サマーショートボランティア活動計画の実施（NPO法人静岡県ボランティア協会との共催）

2019年4月	サマーショートボランティア受入先の募集
5月	静岡県ボランティア協会との事前打ち合わせ会
	各中学校へ募集案内
5月中旬～6月中旬	サマーショートボランティア参加者の募集
6月下旬	受入先と参加者との調整作業
7月下旬	事前研修会（参加予定者を対象）
	施設オリエンテーション（参加予定者を対象）
8月	活動体験／4日間以上連続（原則）

9 大規模災害に備えた体制づくりの推進

(1) 災害ボランティアのネットワークづくり

予想される東海地震や神奈川県西部地震や局地的な風水雪害などの自然災害に備え、被災地域の復旧・復興に不可欠な「災害ボランティアセンター」を中心としたボランティア活動が効果的かつ円滑に行われるよう、平常時から町行政を含めた県内外の関係機関や団体との連携を強化し、災害ボランティアにかかる機能的な体制づくりのための取り組みを行う。

- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施や必要資機材の整備
- ・災害ボランティア関連研修事業の開催
- ・平常時における関係機関との連携強化
- ・災害ボランティア活動に関する意識高揚を目的とした広報啓発活動の実施
- ・県内外の機関や団体と連携した訓練への関係者の参加等
- ・本会の事業継続計画策定に伴う災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し

(2) 静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DCAT）への登録促進及び活動の連携

大規模災害時に避難所などで福祉的な配慮が必要な人を見つけ出して支援する静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DCAT/Disaster Care Assistance Team）が、平成29年9月に始動した。被災後に持病の悪化や環境変化による心身の不調などで亡くなる災害関連死は、東日本大震災や熊本地震などで繰り返し問題になっている。南海トラフ巨大地震に備える静岡県で、地震の揺れや津波などから逃れた災害弱者をどう守るか、静岡県社会福祉協議会を中心に関係団体が連携し、隊員養成を進めている。

静岡DCATとは、社会福祉士、介護福祉士、保育士等の有資格者で、所定の研修を修了した者の中から1チーム5名程度で編成する福祉専門職チームである。

災害発生後、被災した市町から静岡県に派遣要請があると、ネットワーク事務局（静岡県社会福祉協議会）がチームを編成して被災地へ派遣する。隊員は災害発生5日後から1か月後までの間において、被災した市町が指定する避難所や福祉避難所で支援活動を行う。静岡DCATの活動は下記のとおりである。なお、静岡県では毎年度100名の隊員を養成予定である。

- ・福祉的トリアージ
- ・環境整備
- ・移送支援
- ・医療支援チームとの連携

10 資金貸付による経済的自立及び生活意欲の助長

(1) 小山町生活福祉資金貸付事務の実施

<p>本会貸付要綱に基づき、低所得世帯に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と安定した生活のための支援を行う。</p>	
資金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ア 日常生活費 イ 就学費 ウ 家屋補修費

(2) 静岡県生活福祉資金貸付事務の実施 【静岡県社会福祉協議会受託事業】

<p>低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉、社会参加の促進を図る。</p>		
受託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ア 資金貸付の広報業務 イ 借入申込者に対する支援業務 ウ 借受人に対する支援業務 エ 関係機関との連携・連絡・調整等業務 オ 資金貸付及び償還に関する書類の交付、受付及び検討並びに県社協への送付業務 カ 償還に関する協力業務（県社協職員との同行による訪問活動等） キ 借入申込者及び借受人の属する世帯の調査に関する業務 ク その他必要と認められる業務 	
資金の種類	総合支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ア 生活支援費 イ 住宅入居費 ウ 一時生活再建費
	福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ア 福祉費 イ 緊急小口資金
	教育支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ア 教育支援費 イ 就学支援費
	不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ア 不動産担保型生活資金 イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

(3) 静岡県生活福祉資金貸付事業専任相談員の配置 【静岡県社会福祉協議会受託事業】

<p>生活福祉資金貸付事務の迅速化と、きめ細かな援助指導を行うために、静岡県社会福祉協議会から助成を受けて相談員を配置する。（2名／常勤換算0.2名）</p>

11 高齢者への支援活動の推進

(1) ふれあい茶論の開催（地域介護予防活動支援事業） 【小山町受託事業】

開催回数	年間 95～100 回（予定）	
開催場所	公民館等	
運営団体 (16)	成美地区	成美サロン
	足柄地区	足柄サロン
	明倫地区	おたっしゅかい、菅坂サロン、四つ葉サロン、菜の花会
	北郷地区	用沢サロン、吉久保・阿多野サロン、大胡田・下古城サロン 北山サロン、上古城ふれあい茶論、下一色ふれあいサロン 正倉友愛茶論、只水サロン、棚頭サロン
	須走地区	須走サロン
協力者	ア 運営協力委員 150 名（予定） イ 民生委員児童委員協議会 ウ 単位シニアクラブ	
運営支援	ア ふれあい茶論運営協力委員連絡会（年 2 回） イ ふれあい茶論運営協力委員研修会（年 2 回） ウ 登録ボランティアの派遣協力依頼と連絡調整 エ 町内関係団体や会員事業所への協力依頼と連絡調整 他	

(2) 緊急通報体制整備事業の実施 【小山町受託事業】

設置機種	シルバーホンあんしん S (NTT 社製)
対応内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の広報、設置申込者に対する支援業務 ・設置工事業者との工事日の調整、設置時の立会に関する業務 ・設置利用者に対する使用方法の説明業務 ・消防本部や通報協力者との連絡調整等業務 ・NTT に対する使用料支払いに関する業務 ・長期入院や施設入所、死亡等による撤去時の立会に関する業務 他

(3) 宅老所「ひだまり」の運営

実施日	原則として毎月 2 回（原則として第 2・4 月曜日）
実施場所	小山町健康福祉会館 1 階
運営協力者	専属ボランティア（3 名予定）

(4) 福祉車両貸出事業及び福祉車両取扱講習の実施

<p>在宅で生活する障がいのある人や要支援要介護等高齢者が、公共交通機関を利用しづらい場所へ外出する場合に、福祉車両を用いて実施するものであり、介護者の負担軽減と利用者の生活範囲拡大を助長することを目的としている。</p>
<p>車両台数；2 台（軽自動車） 使用料金；無料（車両燃料費は利用者負担） 取扱講習；新規登録時に個別講習を実施（随時登録可） 主要用途；医療機関への通院、買い物等</p>

(5) ふじみ Academy (アカデミー) の開催

町民の定年退職後における地域活動や社会参加のきっかけづくりとして、多様な分野に関する知識等を習得しながら、仲間づくりを促進していくことをねらいとする。

【対 象】 60 歳以上の男女で自力歩行が可能な町民

【開催時期】 2019 年 6 月～12 月 (8 月を除く) / 原則として毎月第 1 月曜日

【開催回数】 全 6 回

12 生活支援サービスの推進

(1) 住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー”の実施

既存の社会保障や福祉制度では十分な対応ができない町民を対象とした有償ボランティア（協力会員）によるサービスを町内全地区で実施する。サービス運営体制や人材発掘等についてのきめ細かな調整や広報活動を含めて積極的に展開する。

この事業は、平成25年6月に静岡県内町部初の取り組みとして開始したものである。

- ア 広報紙やホームページ及びマスメディアを活用した事業周知のための広報活動の実施
- イ 利用会員及び協力会員の募集
- ウ 協力会員研修会（含 事例検討）の開催
- エ 本事業の運営全般について協議を行うための運営委員会の設置・開催
- オ 介護予防・日常生活支援体制総合事業に係る協議体と連携した課題抽出
- カ 生活支援コーディネーターと連携した新規協力会員の発掘

(2) 高齢者向け配食サービス“おまち堂”の実施 【小山町受託事業】

在宅高齢者に対して、栄養改善と見守りを兼ねた配食の提供により介護状態への進行の防止を図り、高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう支援するため、高齢者向け配食サービスを実施する。（社会福祉法人寿康会とのコンソーシアムによる運営）

この事業は、平成29年8月、静岡県初の施設経営法人との協働による配食サービスとして開始したものである。

- ア 高齢者の身体状況に応じたカロリーや食材の大きさや硬さに配慮した食事の調製
- イ 利用者宅における直接手渡し方式による食事の配達
- ウ 配達時における利用者の健康状態や生活状況の確認及び異常時における連絡
- エ 配達・見守りボランティアの意識向上と支援技術の習得を図るための研修会の開催
 - ア) 現任ボランティア研修会（年6回／偶数月）
 - イ) 新規ボランティア養成研修会（現任研修会や実地研修と関連させて随時実施）
- オ 担い手の発掘（配達・見守りボランティア）
- カ 本事業の運営全般について協議を行うためのコンソーシアム運営委員会の開催
年2回（2019年9月下旬、2020年2月下旬）
- キ 本事業の充実、発展を図るための調査研究
サービス利用者対象アンケート調査の実施（2019年8月）
- ク 本事業の普及を図るための広報活動
一般町民及び関係者向け試食会の開催（食事調製施設別／2019年10～11月）
- ケ 本事業の目的達成に必要なその他の活動

13 指定介護保険事業の経営

(1) 居宅介護支援事業所の経営

利用者が住み慣れた居宅において、安心して生活できるように総合的に福祉サービスを調整して支援する。	
事業所名	小山町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
従事者数	管理者（兼 介護支援専門員） 1名（常勤専従1名） 介護支援専門員 1名（常勤専従1名）
実施事業	ア 居宅介護支援事業 イ 介護予防サービス計画作成受託業務 【地域包括支援センター受託事業】 ウ 介護認定調査受託業務 【小山町・その他市区町村受託事業】 ア) 小山町（要介護・要支援認定更新申請、要介護区分変更申請） イ) 小山町以外（要介護・要支援認定更新申請、要介護区分変更申請）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月訪問、モニタリング ・サービス担当者会議の開催 ・ケアプラン及び介護予防プランの作成 ・関係機関や施設との連絡調整による利用者支援 ・ケア会議への出席 ・介護サービス情報公表の対応 ・事業の啓発活動の実施 ・介護認定調査の実施

(2) 訪問介護事業所の経営

居宅で生活する高齢者が要介護状態又は要支援状態（含 総合事業対象者）であっても、食事・排泄・入浴の介護、生活援助、その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう支援する。	
事業所名	小山町社会福祉協議会 訪問介護事業所
従事者数	管理者（兼 ホームヘルパー） 1名（常勤専従1名） サービス提供責任者（兼 ホームヘルパー） 1名（常勤専従1名） ホームヘルパー 5名（非常勤専従5名）
実施事業	ア 訪問介護事業 イ 訪問介護相当サービス事業（総合事業第1号） ウ 訪問型サービスA事業（総合事業第1号）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランに沿ったサービス提供 ・ケース検討会議の開催 ・サービス担当者会議への出席 ・介護サービス情報公表の対応 ・従事者の知識・技術向上によるサービスの質の確保 ・住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー♪”との事業連携

14 指定障害福祉サービス事業の経営

(1) 居宅介護事業の実施

<p>身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、障がい児、難病等対象者が在宅で安心して暮らすことができるよう入浴、排泄、食事等の身体介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助、生活等に関する相談及び助言並びにその他の日常生活における援助を行う。</p>	
事業所名	小山町社会福祉協議会 訪問介護事業所
従事者数	管理者（兼 ホームヘルパー） 1名（常勤専従1名） サービス提供責任者（兼 ホームヘルパー） 1名（常勤専従1名） ホームヘルパー 5名（非常勤専従5名）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランに沿ったサービス提供 ・ケース検討会議の開催 ・サービス担当者会議への出席 ・介護サービス情報公表の対応 ・従事者の知識・技術向上によるサービスの質の確保 ・住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー♪”との事業連携

(2) 就労継続支援B型事業の実施

<p>障がいのある人を対象として、事業所に通うことによる就労や生産活動の機会を提供する。また、作業だけでなく、職業習慣の確立、マナー、挨拶、身だしなみなどの訓練コミュニケーションの確立に向けての支援を行う。この事業は、作業収入から必要経費を控除した額を工賃として利用者に配分する非雇用型の区分である。</p>	
事業所名	<本体施設> ワークホーム・アップル（駿東郡小山町菅沼 253-1）
	<サテライト施設（出張所）> カフェ・ポム（小山町役場本庁舎 1階） 町民食堂ごちそうさん（小山町役場本庁舎地階）
利用定員	12名
職員体制	施設長（兼 職業指導員） 1名（常勤1名） サービス管理責任者（兼 職業指導員） 1名（常勤1名） 職業指導員 5名（非常勤5名）
事業内容	ア 自主事業（焼き菓子、縫製品等） イ 受託事業 ウ 喫茶事業 エ 食堂事業 オ リサイクル事業 カ 自動販売機事業（小山町健康福祉会館 1・2階／計2基）
その他	利用者送迎サービスの実施（2019年4月1日開始）

15 社会福祉法人等との連携による地域課題の解決の推進

社会福祉法人・医療法人・財団法人・NPO法人・営利法人が運営する社会福祉施設や介護サービス事業所の連携・強化を図り、各法人のノウハウを生かして制度の狭間にある地域課題の解決に向けた取り組みをすすめていく。また、各施設・事業所における福祉・介護人材の定着を図るための支援を行う。

(1) およま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議（旧 小山町社会福祉法人等施設事業所連絡会）の開催

【開催回数】年2回（2019年7月、2020年2月）

【対象法人】社会福祉法人、医療系法人、営利法人、NPO法人、財団法人 他

【対象施設等】本会会員である社会福祉施設や事業所 他

(2) 福祉・介護人材定着支援スキルアップ研修の開催

【対象法人】社会福祉法人、医療系法人、営利法人、NPO法人、財団法人 他

【対象施設等】小山町内及び県内外の近隣市町村に所在する高齢者・障害者及び児童関連施設や事業所の役職員

【会場】小山町総合文化会館・菜の花ホール

【開催日程等】

第1回	日時	2019年6月21日（金）13:00～17:00
	テーマ	きっかけを作る雑談力の基本 ～会話を弾ませるポイントを学ぶ～
	講師	出島宏美氏（株式会社インソース所属講師）
第2回	日時	2019年8月20日（火）18:00～20:30
	テーマ	人間学的 認知症介護論 ～“問題行動”の分析と対応法～
	講師	三好春樹氏（生活とリハビリ研究所 代表）

(3) 福祉施設見学ツアーの開催

【対象】学生・保護者・一般町民

【開催時期】2019年8月

【募集定員】20名

(4) その他必要な連携事業の実施

社会福祉法人等連携施策担当理事等を中心とした調査研究活動を行う。

16 福祉関係団体の独立支援と事務受託

福祉関係団体の独立支援と事務受託（書面により委託契約を締結）

No.	団 体 名	経理業務		職印管守		経費負担		
		自団体	本会	自団体	本会	委託料	旅費 担当職員 の 交通費	印刷 等 経費
1	小山町共同募金委員会		○		○	○	○	○
2	小山町シニアクラブ連合会		○		○	○	○	○
3	小山町手をつなぐ育成会	○		○		○	○	○
4	小山町赤十字奉仕団	○			○	○	○	○
5	小山町母子寡婦福祉会	○			○	○	○	○
6	小山町身体障害者福祉会	○			○	○	○	○
7	小山町遺族会	○			○	○	○	○
8	小山町忠霊奉賛会		○		○		○	○

17 その他事業の実施

(1) 地域福祉活動事業費助成事業の実施

赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、自主的に地域福祉活動を実践しようとする団体やグループ及び放課後児童クラブ等に対する事業費の助成を行う。

(2) 歳末たすけあい募金配分事業の実施

時 期	事業内容
2019年 4月	民児協定例会における協力依頼
11月	配分事業計画策定に伴う在宅対象世帯の把握（申請方式） 配分委員会の開催（1回）
12月	在宅要援護世帯に対する激励金の贈呈 当事者団体や小規模施設のクリスマス会等事業費の助成

(3) 移動支援事業の開始に向けた調査研究の実施

- ア 県境エリア等を対象としたニーズ調査の実施
イ 福祉有償運送の開始を視野に入れた現状把握と調査研究（含 先進事例視察）の実施

(4) 社会福祉法人との連携による「県境エリア対象・移動販売事業」の実施・協力

【業務提携法人】社会福祉法人富岳会
【実 施 手 段】移動販売車による
【実施エリア】小山3区、小山4区、生土区

(5) 運転免許自主返納者サポート事業への加盟

【事業主体】静岡県警察本部
【加盟方法】サポート店としての登録による
【内 容】町民食堂ごちそうさん&カフェ・ポム共通利用券（100円×10枚分）の贈呈

(6) 健康マイレージ事業への協賛

【事業主体】小山町
【協賛方法】協賛店として申込・登録
【内 容】町民食堂ごちそうさん お得回数券（2,200円相当×4本）の提供

(7) 訪問福祉理美容事業ワンストップ窓口業務の実施【小山町福祉理美容協会受託事業】

この事業は、「要支援や要介護状態」、「運転免許証の返納に伴い移動手段がない」、「介護や育児のため来店が困難」といった多様な生活課題を抱える住民等が対象となる。さらに、福祉理美容師の派遣が可能な近隣市町村からの要請も受け付けることとしている。

本会では、介護支援専門員が中心となり小山町福祉理美容協会と連携したうえで、利用申し込みや問い合わせへの対応等を行う。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者からの申し込み及び問い合わせへの対応 ・オシャレ講座やふれあいイベントにかかる連絡調整運営・補助 他
------	---

(8) 福祉おたすけグッズ（地域福祉活動用資機材）の貸出事業

貸出可能機材	ポップコーン機、綿菓子機、視聴覚機材、小型放送機材、その他
--------	-------------------------------

(9) 車椅子短期無料レンタルサービスの実施

介護保険対象外サービスの一環として、車椅子を短期で貸し出すことにより、要介護高齢者や疾病による在宅生活を送る人たちの安心・安全な環境を提供することを目的とする。	
貸出可能台数	標準タイプ 8 台

(10) 本会マイクロバスを活用した地域福祉活動の支援

本会に加入しているボランティア団体や福祉関係団体が行う活動に対し、マイクロバス（乗車定員 22 名／運転席及び補助席を除く）の運行支援を行うことにより地域福祉の推進を図る。【運転管理業務を外部委託】

(11) 障害者スポーツ交流会（町主催）の連携・協力

障害者スポーツの啓発、障がい当事者の社会参加や外出機会の提供を目的とした事業であり、本会として障害関連当事者団体等と連携・協力して事業推進を図る。

(12) 民生委員児童委員協議会との連携による地域福祉活動の推進

定例会への出席	原則として毎月第 4 水曜日
共同募金運動	赤い羽根募金協力企業等の訪問活動 歳末たすけあい激励金申請案内等
相談事業の連携	心配ごと相談員への就任 定期的相談業務への従事等
災害時要配慮者対策	災害時要配慮者の支援にかかる連携強化
地区会や部会との協働	各種研修や事業についての相談対応・連携強化

(13) 区長会との連携による地域福祉活動の推進

区長会への出席	会員増強運動や共同募金運動への協力依頼
会員世帯等に対する広報紙の配布	各区を通じた配布依頼
その他	区長会に対する年間協力費の支払い

(14) 既存の小地域福祉活動組織に対する運営協力及び事業費助成の実施

町民一人ひとりが地域福祉の主役として小地域の福祉活動に参加・協力し、地域に根ざした福祉コミュニティを醸成するために、関係団体等と連携して次の事業を展開する。
菅沼坂下地区ふれあい委員会等の活動に対する相談助言や事業費助成を行う。

(15) 静岡県社会福祉協議会や静岡県共同募金会等との連携強化

本会における適正な法人経営及び先駆的事業展開に資することを目的として、日常的な連携強化を図り、積極的な提言活動を行うこととする。
--

(16) 小山町行政や関連機関等との連携強化

本会における適正な法人経営及び時代の潮流に対応した先駆的事業展開に資することを目的として、日常的な連携強化を図り、積極的な提言活動を行うこととする。
--

